

A-19

122
155

曹洞宗信者の葉

森下書局

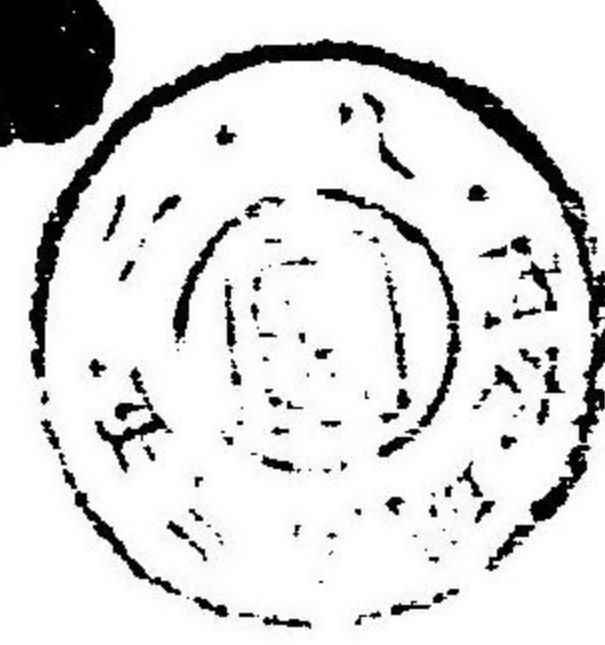


特49
158

利 益



生 財



永平悟由



吾父山口儀平治本宗の安心に就き信者の日用心得べき事柄を平易に記したるもの、未だ世に在らざるを以て甚だ遺憾となしたりしが偶ま二、監の冒す所となりて遂に死せり茲に於て不肖仙外其遺志を繼ぎ現今佛敎界に於て博識を以て有名なる加藤咄堂居士に就て之が講述を請ひ「曹洞宗信者の乗」と題し謄大本山永平寺貫首森田悟由禪師の校閱を仰き茲に刊行して世に公にするに至れり是れ一は以て佛恩報謝の爲又一は以て亡父が冥福を吊ふの微衷に出つると云爾

明治三十五年第一月

向仙外謹識

曹洞宗信者の葉

加藤 咄 堂 述

曹洞宗信者の歡喜

國も多に千代に八千代にいれし石の巖となりて苔のむすとも長一に變りなき萬世一系の皇室を載く此日本の國に生を受けたのは何たる幸福でありませう宗派も多に三千年の昔より嫡々相承して一つの水を鉢から鉢に移すが如く少しも變らずに傳はつて來た佛祖の正宗、佛法の總府と云はるゝ此曹洞宗の教に遇ふたのは何たる歡喜でせう、我が國が神武天皇以來少しも異姓を交へず連綿として來たが如く、我が曹洞宗も釋迦牟尼佛以來斷絶なく續いて來たのであります、われは此日本の國に生れたのを喜ぶと共に、此曹洞宗の教に遇ふた

目次

曹洞宗信者の歡喜	一
曹洞宗高祖並に太祖の略傳	五
曹洞宗信者の信仰	一五
曹洞宗信者の道徳	二二
曹洞宗信者の安心	二六
曹洞宗信者の家庭及社交	三二
曹洞宗信者の報恩及愛國	三七

のを喜ばねばなりませぬ、世界には多くの國がおりますが、萬世一系の皇室を戴いてゐるのは我が日本の外にはありませぬ、佛法にはいろいろの宗派がありますが、法脈の正しいのは我が曹洞宗の外にはありませぬ、抑も佛教と申しますのは中印度迦毘羅國摩訶訶羅都に生れさせられた悉達太子といふ方が、一切衆生の悲むべからざるに悲み、喜ぶべからざるに喜び、迷ふに迷ふてをるのを憐れと思召しに相成りまして御年十九に御出家遊ばされ、難行苦行を積ませられ、最後に端座六年の御修行、其六年目の十二月八日の曉に、明星のキラリと光るのを見て豁然として悟りを開かれたのでこれを釋迦牟尼佛と申上るのであります、それから五十年の間いろいろの法を説かせられて御一生涯の中には多くの御弟子もあらせられましたか、其中で摩訶迦葉といふ御弟子に我れに正法眼藏涅槃妙心實相無相微妙の法門あり、汝摩訶迦葉に付囑すと仰せられて佛教の極意とも申すべきものを御譲りになりました、そこで摩訶迦葉が法を續ぎましたこの摩訶迦葉にも多くの弟子があらましたらうに、これを

釋迦牟尼佛に御附き添へ申して居られた阿難陀といふのに傳へられました、阿難陀はこれを商那和修に、商那和修はこれを優婆塞多といふ順序で、十二代目か彼の名高い馬鳴十三代目か迦那提婆、十四代目が佛教各宗の祖師といはるゝ龍樹、それからだん／＼相續して參りまして二十七代目が般若多羅で、其御弟子が禪宗の祖師と云はるゝ達摩大師で、これが二十八代目です此達摩大師が印度より支那に渡られて少林山といふ所で面壁九年、終に之を惠可大師に御傳へになつた、この達摩大師を支那の第一祖と申し惠可を第二祖といはします、二祖はこれを三祖僧璨に、僧璨はこれを四祖道信に、道信はこれを五祖弘忍に五祖はこれを六祖惠能に傳へられた、此惠能といふ御方は曹溪に御いてになり、それから支那の第十一祖に當らせられる御方を洞山良价と仰せられたので、此曹溪の曹と洞山の洞とを取つて曹洞宗といふのであるといふこととちやが、元來我が宗は佛法の總府佛祖の正宗で別に宗名を立つべきものではない、洞山良价から雲居道膺、雲居道膺から同安丕といふやうに相傳へて二十三代目が天童

如淨禪師日本から往て其法を續かれたのが、我が宗の高祖承陽大師です、そこで承陽大師は釋尊より五十一代目、達摩大師より二十四代目に當らせらるゝので、此佛祖の正宗を日本に傳へられたのであります、此承陽大師の法を續かれたのが孤雲懷辨和尚で孤雲懷辨和尚はこれを徹通義价和尚に、徹通義价和尚はこれを瑩山紹瑾國師に傳へられたので、國師は實に日本曹洞宗の太祖と仰がれたまふ御方であります、此國師の時に醍醐天皇より賜はつた御繪旨に總持寺は曹洞一宗の本山と御書きになつたものですから、其後も外の宗派とせらぶため曹洞宗といふとをるので、前にもいふ通り佛法の總府、佛祖の正宗で、云はれ佛教各宗派の本家であるといふのが我が宗の見識であります、このことは高祖承陽大師のお書きになりました寶慶記に天童如淨禪師の御語を擧げて大凡世尊の大法は摩訶迦葉に單傳して嫡々相承すること二十八世東土五傳して曹溪に至り、乃至今日如淨は則ち佛法の總府なり、大千沙界更に肩を齊しくすべきものなし、今三五本の經論を講じ得て、以て各々の宗風を屬ぐ徒は乃ち佛祖の

眷屬なりと仰せられてあります、さて大祖瑩山國師以來門葉ますます榮えまして終に今日に至り一萬四千の寺院數十萬の信者を有つやうに相成りましたので實に系圖正しき宗旨であります、先づ兩祖の御傳記から御話し申しませう、

(一) 曹洞宗高祖并に太祖の略傳

我が曹洞宗の高祖と仰がれたまふ承陽大師道元大和尚は人皇六十二代村上天皇の皇子具平親王七世の孫に當らせらるゝ久我内大臣通親公の御子で、母上は攝政大臣藤原基房公の御女であります、大師御齡三歳の時、父の通親公は薨去せられ、仲兄大納言通具公に鞠育せられたまひしが、幼より穎悟にわたらせられ四歳にして早くも唐詩を暗んじ七歳の御時には春秋左氏傳などを讀みたまひしといふことであります、大師八歳の御時母君は大師をあとにのこして薨去せられましたから、大師の御悲哀は喩ふるにもなき有様でありました、さて

大師は龜前に跪きて拈香しつゝ香烟の島々として上り篆書の手紙にして生じ乍ちにして滅するを熟視したまひて、こゝに世の無常を感悟したまひ、出家求道の志をかためたまひて御年九歳にして俱舍論といふむつかしい佛書を繕きたまひ難解の法門をも容易く解せられたのには、知る人驚かぬはござりませなんだ前攝政關白藤原師家公大師の才を愛して子となさんとせられましたけれど、大師は出塵の心いよく深くしてこれを肯ひたまはず、御年十三歳の春の末へ臘月夜に家を出てたまひて比叡山の麓なる良観法眼の門を叩きて其志を告げたまひ法眼も其志の醜しがたきを知りてこれを許し、翌年天台座主公圓僧正に就きて薙髪し菩薩戒を受けられそれより學道怠りなく普ねく諸經論に眼を嚙らしたまふこと三年心を専らにし思を凝らして研究したまふ中に端なくも一つの疑團が大師の御胸の中に浮ぶことゝなりました、如何がして此疑團を晴らさんとて工夫を重ねたまひ、

さては一山の先輩に問ひたゞしたまへども、いづれも明かに答ふるもなく、其

頃學徳の譽高き三井寺の公胤阿闍梨に就て質したまへば阿闍梨はこはこれ甚深の義にてなかくに説きつくし難し近頃宋より歸りて禪宗を説きたまふ榮西禪師といふが京都にござれば、それに問ひたまふこそよけれと教へたまひしに大師は大に喜びて京都に出て建仁寺なる榮西禪師の門を叩いて其事を問はれました、其御疑ひと申すのは、本來本法性天然自性身なるに何故に三世の諸佛は發心出家して佛とならむとはしたまひしぞといふので實に我が宗に於ても尤もむつかしい問題です、大師はこの疑を榮西禪師にたゞしたまへば、禪師は三世の諸佛あることを知らず、狸奴白牯却てあることを知ると答へられた、大師は大に其御答に感じたまふて、それから比叡山にかへらず禪師に侍して佛祖嫡傳の正宗を味ふてをられました、かくて禪師の寂せられましたから其弟子明全和尚に師とし事へ、専ら親參實究したまひ、御年二十四にして入宋の志を興したまひ、明全和尚と共に貞應二年を以て京都を辭し筑前の博多より商船にめして兼に渡らせられ、天童山に上り無際了派禪師といふに參ぜられました、其頃

支那では日本の人を賤みて明全和尚も大師も共に支那の僧の末席に坐せしめ
した、凡て佛法に入りて戒を受けたものは其受戒の順序で坐を定むべきで、
して他國の僧ぢやからとて末席に置くべき法はありませぬ、そこで大師はこの
ことを二度まで宋の天子に上表してこれを正されんことを請はれました、天子
もこれを御嘉納になりましたして、終にこれを正されたといふことであります、そ
れから大師の御名は支那四百餘州に響き日本の光を外國に輝されました、大師
は更らに天童山を下りて諸方の高德に法を問はれましたが、これぞと思ふ御方
もなかつたものでござりますから再び天童山に歸らうといたされましたが其時
は已に無際了派禪師は示寂せられましたして天童山には如淨禪師が住せらるゝこと
になりました、大師は途すがら此禪師の大善知識であるといふことを聞かせら
れました、大に喜び禪師に見えて日夜をわかず辨道修行したまひ、或日禪堂に
て一人僧か坐睡をしてゐるのを、禪師が痛く叱りたまひしを聞て豁然として無
上菩提の悟を開きたまひ、直に其由を禪師に告げてこゝに印可を得たまひ、こ

に釋迦無尼佛より五十一代の正傳を受けられました其後しばらく此國に止り
寶慶三年歸國せむとしまひし時に禪師は懇ろに後事を托したまひて此法を絶
やさざらしめたまひ、大師も徐ろに別れを告げて安貞元年に歸朝したまひ、京
都の建仁寺に居られた、それより深草の安養院といふに閑居したまひしが、道
名四方に聞え親鸞日蓮などいふ高德も來りて法を問はれたことがあるとも申す
ほどて世には大師のことを深草の佛法房の上人と申したさうです、翌天福元
年には興聖寺といふを山城の宇治に建てさせられこゝに初めて禪堂を置かせら
れ佛祖正傳の宗風を顯揚せられ、淨土宗の良忠上人臨濟宗の法燈國師なども參
ぜられたといふことであります、此間に學道用心集、普勸坐禪儀辨道法、典座
教訓叢察清規知事清規等の御撰述並に正法眼藏の御垂訓等がありまして佛祖の
正宗を盛んに唱へられました、或る時近衛殿の御招請に赴き御法談のありまし
た時に、大師に我國に佛法初めて渡りしより四百年餘になりぬれど唯だ名と相
とのみの佛法にて鎮護國家なぞいへる祈りの僧のみ多く、眞の佛法の傳はれる

は今を始めとすべきにやと仰せられたといふことで、まことの佛法は此時から日本にさかゆることゝなつたのです、大師はかく正法の興隆に心を勞せられましたから、歸依する人も多く出来ました、此時越前の波多野義重が知行所の中なる同國志田郡の山奥なる古寺を再興して寄附したてまつらんと申し出ました、請を容れられましたして寛元元年に其所に赴かせられ、波多野義重は左金吾禪門覺念と共にこゝに寺を建てましたから大師はこれを傘松崎大佛寺と名けたまひましたが、後に吉祥山永平寺と改めたまひ、こゝにて御化導あらせられ、資治元年には鎌倉の執權北條時頼の請に應じて東下したまひ、時頼はじめ老若男女に菩薩戒を授けたまひ、翌年三月の頃まで時頼が館に止りたまひて或る時は法を説き教外別傳の旨を示したまひ、或る時は勤王の大義を説きて政權の奉還を勧めたまひ、時頼の強請をも肯ひたまはず、ふたゝび越前にかへりたまひしがば、時頼、永平寺に寺領二千石を寄付したてまつらんとし、御弟子の一人玄明首座といへるか其寄進状を持ち來りて誇り顔に人に觸れ知らせしを大師は

穢らはしき心なりとて其僧を追ひ出し、其座臥せし床までも切取りて棄させられたといふことであります、大師か御精神は正法興隆にあるのです、寺領などを決して望みたまふ所ではありませぬ、後嵯峨天皇は其道譽を慕ひたまふて、建長元年に勅使を以て紫衣を賜はりましたが、大師はこれを固く辭されましたか御聽容れになりませぬものですから、止むを得ず受けさせられました永平寺谷淺勅命重事重々却被猿鶴笑紫衣一老翁のと詩を賦して勅答せられ、終に其紫衣を召されたからたといふことであります、かゝる高德の御方でありますけれども無常の風は如何にもせんやうもなく、建長五年七月に永平寺を孤雲懷葬禪師に譲らせられ、同年八月二十八日に御年五十四歳を以て左の偈を遺して示寂せられました、五十四年照第一天打箇踪跡觸破大千嘆、渾身無着處活陷 黃泉と、嘉永五年には孝明天皇其德を慕はせられて佛性傳東國師と諡を賜ひ明治十二年に今上皇帝陛下は更らに承陽大師の號を贈せられました、われらは實に此大師の流を汲むものでござります、

太祖弘徳圓明國師瑩山紹瑾大和尚は、御俗姓は藤原氏で、越前國多禰邑の御方
 てござりまして人皇八十九代龜山天皇の文永五年十月八日の御誕生でござりま
 する、國師は御誕生の初めより世のつねの小兒と異り三歳の御時より南無く
 と唱へて佛禮拜の姿をなしたまひ、五歳の御時には早くも普門品を誦じたまひ
 文永十年御年六歳の春、觀音菩薩の尊像をつくく拜したまひて出家求道の
 志を起したまひ八歳の御時父母の許を得て永平寺に上り、高祖大師の法孫に當
 らせらるゝ、徹通義价禪師の御弟子とならせられ、其教を受けて親參實究したま
 ふこと十年一日の如く、弘安八年御年十八の時、徹通禪師に暇を請ひて諸國行
 脚の途に上りたまひ、諸方の大徳に參じ、それより比叡山に上りては天台の法
 門を叩き紀州由良の法灯國師を訪ひては禪要をうかひたまひ、正應元年に永
 平寺に歸りたまひて尙ほも徹通禪師の教を受け翌年禪師富樫家尙の請によりて
 加賀の大乗寺に赴きたまふや、國師も亦たこゝに従ひたまひ、一日法華經を讀
 みたまひて、父母所生眼悉見三千界といへる文にいたりて大に悟りたまひ、こ

れよりこゝに止りて工夫を凝らしたまふこと五年、永仁二年、禪師が平常心是
 道と説きたまふを聞きて豁然として佛祖の大道を明めたまひしかば、翌年、禪
 師は永平高祖より孤雲懷辨、孤雲懷辨より徹通禪師と三代相承したまへる袈裟
 を授けたまひ太祖はこゝに於て釋迦牟尼佛より五十四代の正傳を受けたまふこ
 ととなりました、それより國師は阿波國海部の郡司が請に應じて同國に赴かせ
 られ城滿寺を創して遠近の道俗を教化したまひ、安正元年には大乗寺に歸りた
 まひて徹通禪師を補佐したまひ、終に禪師の後を承けて大乗寺に住したまひ、
 化導をつとめたまひければ將來宗風顯揚に尤も力を盡くしたまひし峨山紹頌、
 明峰素哲なぞいへる高僧も他宗より轉じて佛祖正傳の宗に歸したまひ、國師の
 道譽朝野に噴々としてをりました、國師は此間傳光錄、坐禪用心記、三根坐禪
 説、信心銘拈提などの御著述あり、應長元年には加賀國淨住寺に赴かせられて
 開山第一祖となりたまひ正和元年には能登國の大名滋野信直同國酒井の地を國
 師に寄進し大乗寺開基富樫家尙の嫡男こゝに伽藍を建立せしかばこゝに赴かせ

られて、これを洞谷山永光寺と名けたまひ、正和三年には同國羽咋の郡司光孝寺を建て、開山に請しければこゝにも赴きたまひて、これより五七年の間は大乗、淨住、永光、光孝の百ヶ寺を巡りて御化導あられました、からかく元享元年に能登國鳳至郡櫛比の庄諸嶽寺の主定賢禪師、國師の道風を慕ひ、其寺を國師に譲りましたから眞言律院であつたのを曹洞の道場に改め、これを諸嶽山總持寺と名けこゝにても亦普ねく御教化ありました、時の帝、後醍醐天皇其道譽を慕はせられて十ヶ條の御疑問を國師に問はせられましたに、國師は一々これを御答へなされました、其御答の妙なること本朝に佛法渡りてより以來未だ嘗て聞かざる所であると敬感斜めならず、勅使を下して紫衣を賜ひ、且つ勅額を賜はりまして總持寺を官寺とせられ、翌元享二年には總持寺を以て日本曹洞の本山賜紫出世の道場と定めさせられました、佛祖の正宗はますます盛んと相成りました、かくて國師は總持寺を峨山禪師に譲りたまひ、正中二年の八月十五日の夜半に大衆を方丈に集め、

自耕自種閑田地 幾度賣來買去新
無限靈苗繁茂處 法道上見挿鐵人
との偈を書き、種々御說法ありし遷化したされました、後桃園天皇は御宸翰にて弘徳圓明國師と證したまひ、我が宗の太祖國師とあがむることとなりましたわれは實に高祖大師の傳へこれ太祖國師によつてます、榮えらる此宗門の教を受けて佛祖の正傳を受けることが出来る身分です、何んと喜ばしいことではありませぬか、

(三) 曹洞宗信者の信仰

佛祖正傳の曹洞宗の教に遇ふといふことは喜ばしいことではありますが、高祖并に太祖の御苦心や歴代祖師方の御修行を思へば、到底修行の力なき在家のものにこれを承けることは出来ないやうであります、如何に結構な教でもこれが僧

侶だけに限られてをるものとなつては在俗のものは如何にもしやうがないので、所が幸ひにも我が曹洞宗はこんな甚深微妙の法門を容易く在俗の力足らぬものにも示さるゝやうになつてをります。「佛祖憐みの餘り廣大の慈門を開き置けり、これ一切衆生を證入せしめんか爲なり、人天誰か入らざらん」と修證義にも仰せられてある通り、われは凡俗の身も亦釋迦牟尼佛なり五十一傳して高祖大師まで參つてをる佛祖の正宗を承けることが出来るのです、それはまたどういふ都合であるかといふに、一休佛祖正傳嫡々相承したので二つの仕方がある、其一つは嗣法相續といふのでこれは前きにもいふた通り釋尊より迦葉は迦葉より阿難と法を嗣で來たので、この方は出家に限られてをるが、今一つは傳戒相承といふのでこれも亦釋尊以來正しく傳つて來た儀式で在家出家を限りませぬ、われはこれの傳戒相承によつて直に釋尊や兩祖様と同じく佛となることが出来るので、梵網經といふ御經に衆生佛戒を受くれば諸佛の位に入る、位大覺に同うし已る、眞に是れ諸佛の子なりとあります通り、此佛祖正傳の

戒を受けますれば、位大覺に同じて、大覺と申すは佛様のことでわれは此の身そのまゝに佛と同様の位に入ることが出来るので、此受戒といふのは別段むつかしいことではござりませぬ、たゞ佛祖正傳の大法を信じて其戒をさへ受ければよいのです、われは此容易なる法によつて佛と同様になることが出来るのです、何故にかゝる容易な法でわれは凡夫が佛となることが出来るかといふに、元來佛といひ凡夫といふて別々なものではござりませぬ、此別なものではないのにさまゝの區別をつけて迷ふてをるのがわれは境涯です、此此迷ひをさへ轉ずれば、この身そのまゝ佛と同じ位に入ることが出来るのです、佛と同じ位に入るといふて異つたことではないわれはもとゝ佛と同じ位であるのに、迷ひ出して全く別のものゝやうになつてをるのですから、本に反へばれそれでよいのです然るに其本に反へることを忘れて惜しい欲しい可愛憎いと迷ひに迷ふて歸家穩坐することが出来ないやうになつてをるので其初めを尋ねればわれは「といふ一念からです、元來此天地間のものには森羅

萬象さまざまに一つとして同じきものはないのであるが、其一つとして同じきものはない中に、また各歸一する所があるので、柳は緑のまゝに花は紅なるまゝに、山は高きがまゝに水は流るゝかまゝに皆な其本徳を盡くしてゐるので、別に我の彼のといふ區別はないのである、此區別のない所にさまざまの區別を立て、惜しい欲しいと騒ぎまわつてゐるのはわれ／＼凡夫の姿ですからこのまゝの區別の心をふりすて、一味平等のものと心に住するのが悟りの境涯で、佛と同躰になることが出来るのであります、それをいつの間よりか本の心を失ふて迷ひに迷ふて佛とは全く別のものやうに思ふてゐるが爲めに終に此迷ひの夢のさめるべきときがないのです、佛と申すは梵語では佛陀耶、支那に譯しては覺者といふので、此迷ひの夢の覺めた姿です、佛と凡夫とは何の異いもない、たゞ迷へると悟れるの差異で、凡夫も悟れば佛となり、佛も悟らぬ其前は凡夫であつたのであります、されば高祖大師も佛祖の往昔は吾等なり、吾等の當來は佛祖ならんと仰せられた通り佛祖も吾等も何の差別はないのです、面

山和尚がこのことを解し易く説て佛様は甘干の如くわれ／＼凡夫は澁柿の如くと喩へられたことがある、澁柿といふものは澁くて食ふことが出来ませぬが、これの皮を剥いて日に曝らしてとくと甘干となつて人にも賞翫せらるゝやうになるしかして、澁柿の澁がなくなつたのではない澁柿の澁そのまゝに甘干となつたのである、われ／＼凡夫の澁柿も惜しい慾しい可愛い憎いといふ迷ひの皮をむいて、あゝ悪かつたど懺悔して佛の惠日に曝らし佛祖正傳の戒を受くれば、そのまゝに佛と同躰の甘干となるので、別段外から持て來るのでもなければ、外に行くのでもない、本來これ佛となるべき資格があるのであるからいつ何時たりともあゝ悪かつたといふ懺悔の心を起して佛の戒法を受けさへすれば正しく佛と同等の位にもどることが出来るのであります、此あゝ悪かつたといふ心が起るときにはこれまで塵垢煩惱に暗まされてをつた心の鏡がきれいに拭い去られて明陰々たる佛と同様の光を放つので、かく心が奇麗になつてこそこゝに佛祖正傳の大戒を盛ることが出来るので、曹洞宗信者が佛祖正傳の大戒を

受けやうとするには必らず先づ此懺悔によつて心を淨めねばなりませぬ、佛とわれくとは全く別なものぢやと迷ふてをつた昔に於てこそ塵垢に掩はれてをつたに、今佛祖正傳の大戒を受け佛と同様になるといふにつけては、これを拭ひ淨むるといふことは自然の順序としてせなければならぬことである、そこで此塵垢を拭ひ淨むる法を懺悔といふので、修證義には誠心を専らにして前佛に懺悔すべし、前佛懺悔の功德力を我を拯ひて清淨ならしむとありまして一心不亂に眞實偽りのない心を起して釋迦如來を始め過去現在の十方諸佛にあつてこれまでは悪かつたとしみく／＼に後悔すれば、それで其罪過は奇麗さつぱりと消えてしまふのであります、これを佛々祖々護持したまへる儀式にかけていふのが我昔所造諸惡業、皆由無始貪瞋痴、從身口意之所生、一切我今皆懺悔て、其意はこれまで造りました罪は皆な無始劫來の貪とムサボリ、瞋と腹立ち、痴と物の道理のわからなかつた心から出來て、身と口と意とて行ふたのであります、今悉くこれを悔ひ改めますといふこの懺悔の功德によつて諸の罪は草の葉に

置く露の朝日に向ふが如く消えてしまふので、つまり差別に迷ふてをつた心を轉じて平等一如の本體に歸入せしめるので、此平等一如の宇宙の本體即ち佛の姿に歸入して、これまでは私の彼のと迷ふてをつたが、これからは決して異なる差別の妄見に迷はじと思ふ心が直にこれ佛戒の本體で、十方三世の諸佛と同體の心が此身このまゝに顯はれたので、これを佛祖正傳嫡々相承の儀式にかけるのが受戒の状態であります、こゝに於てわれく／＼は諸佛と同體の位に入ることが出來るので、われく／＼曹洞宗信者はたゞ此戒を受けさへすれば佛と同體になれるので、あつてこれまでは悪かつた誠心を以て懺悔し、これからは悪いことを爲まいと誓へばそれで佛と同體になるので、これを佛祖正傳の儀式にかけ九度の儀式を擧げぬものは眞の夫婦とはいはれぬが如くたゞかういふ心が起つただけでは未だまことの佛の子とはいひ難いのでありますから受戒の儀式といふものがあるので此の受戒には三歸三聚淨戒十重禁戒といろ／＼あるが皆な佛

様の心となつて佛さまの行ひをせると仰せらるゝに外ならぬのでわれ〜凡夫も此戒を受ければ直に佛と同じ位に入ることが出来るのが我が曹洞宗の特色でわれ〜はこの佛祖正傳の教に遇ひたればこそ此慈門より入ることが出来るのです、何んと喜ばしいことではありませんか、次ぎに少しく此戒法のことを御話いたしませう、

(四) 曹洞宗信者の道德

佛祖正傳の大戒はこれを十六條戒と申しまして、初めが三歸、次ぎが三聚淨戒それから十重禁戒で都合十六あるのです、三歸と申しますのは佛法僧の三寶に歸依いたしますること、歸依といふのはこれに此身をも心をもお任せ申すこと、元來われ〜は佛と同じ位に入り諸佛の子となることの出来るのでござりまするから心をも身をも此佛にお任せ申し其佛の御説きなされた法に何事をも

任せ、三千年昔の菩薩方も羅漢方も今日現在の僧侶達も皆な同じ佛の御弟子であれ〜の友達となつて同じ法を修證せらるゝのであるからこれに歸依せねばなりません、これを修證義に佛は大師なるが故に歸依す、法は良藥なるが故に歸依す、僧は勝友なるが故に歸依すとありまして、弟子が師匠にお任せ申して行く如く病人が醫者にお任せ申してさて其友達や看護者によりて弟子なれば、上達もし、病人なれば全快もするやうに三寶に歸依するのでこの三寶のことに就ても同躰三寶現前三寶住持三寶との區別がありました各々甚深の功德があるのですか今は略しておきます次ぎの三聚淨戒といふのは戒法の總本とも云はれるのでこれをさへ持してゆけば十重禁戒は勿論佛教中にあらゆる戒法が悉く持つことが出来るといふので、第一が攝律儀戒といふて佛の戒律ばかりでなくすべての規則といふ規則は悉く守らうといふので、ツマリ悪いことは少しもせまいといふのです、第二の攝善法戒といふのは一切の善事善業は何事によらず必らず爲やうといふので皆な佛と同躰の位に入つた以上は佛さまの爲さらぬこと

はせぬし、佛様のなまるとなれば何でも爲やうといふの誓て、それはたい自分だけが悪いことはせぬ、善いことはするといふだけではない、一切衆生をして悉く己れと同じやうにさせやうといふのが佛の御心であるから第三には攝衆生戒といふのがあります、これは又饒益有情戒とも申しまして、凡そ生きとし生けるものに安樂を興えてやらうといふ佛の御誓ですから、これを菩薩の方から申しますれば衆生無邊誓願度とで、無邊と限りのない一切の生きとし生けるものを誓て濟度しやうと仰せられるのでわれもく亦佛と同じ位に入るのであるから此心掛けがなければなりませんこれか四弘誓願の第一で第二は煩惱無盡誓願断で、數限りのないこの煩惱を誓て断り去つてしまひ悪いといふことは少しもせぬといふことになり、つまり攝律儀戒を持つ姿に當るのです、第三は法門無量誓願學で、量りなき佛の法門を悉く學び、善いといふ善いことは皆な爲やうといふので攝善法戒に當ります、第四は佛道無上誓願成で、此上もない佛の道を誓て成ぜやうといふのでわれくは常に上に菩提を求め下は衆生を化導

するといふ心掛が必要であります、さて十重禁戒と申すは第一は不殺生戒で凡そ生きとし生けるもの、生命を無益にとるなどのいましめ、第二は不偷盜戒で、これは義に非されば取らずで他人のものを自由にするなどいふ戒、第三は不邪淫戒で、夫婦でもない男女の交りをしぬといふこと、第四は不妄語戒で虚偽の言を云はぬ第五は不酤酒戒で酒を賣りてはならぬといふ戒め、酒といふのもた酒やビールのやうに酒と名のつくものばかりをいふのではない凡そ人の智慧を亂すやうなものを賣るなどいふことで、第六は不説過戒、これは他人の悪いことを云ひ觸らすな、第七は不自讚毀他戒で、自分を讃めて其引合に他人を悪くいふやうなことをするな、第八は不慳法財戒で貪欲の心を出して人の爲めになるべきことに惜みて出さぬやうなことをするな、第九は不瞋恚戒で自分の氣に入らぬやうとて腹を立てるな、第十は不法三寶戒で已に三寶に歸依したものであるからこれを謗るやうなことをするなどあるので皆な他人を可愛がる慈悲の心を持ってさへをれば爲やうも思ふとも出来ない筈であります、殊に此戒法悉くを

持つことの出来ぬものには其中の一分または二三分なりとも自分の持てるだけを持つことを許してあるのでこれが大乘戒法の特色で一々の戒に一々の功德があるものであるから全受することの出来ぬものは分受しても差支はない、不酤酒戒があるから酒屋は佛祖正傳の戒を受けて諸佛の位に入ることか出来ないとはいふ究屈な法門ではない、大乘戒は心地法門といふは一切のことを心の土からいふのでありますから此心に於て悪いことをせまい、善いことをしやうと誓へばそれでそのまま、諸佛の位に入ることが出来るのです、此心の奥からまことに悪いことはせまい善いことは爲やうと定めて日々の行ひをしてゆけばそれが即ち佛作佛行で、曹洞宗信者の道徳は皆なこの中にもつてゐるのであります、

(五) 曹洞宗信者の安心

曹洞宗信者の信仰の中心は前々かう申します通り受戒の一法によつて佛とな

ることが出来るといふのにあるので、曹洞宗信者の安心もこの外にはないので、既に佛となることの出来る身軀であるから懺悔滅罪とてあゝ悪かつたと悔い改むる心によつて、これまでの罪過を洗へ浄め、これからは悪いことをすまいと誓ふて佛と同じ位に入つたのが受戒入位、さて已に佛と同じ位に入ることが出来たのであるから佛同様の行ひをして一切衆生を利益してゆかねばならぬこれが發願利生で、其行ひがまた此廣大なる佛の恩徳に報いてゆくやうになるのが行持報恩で、この四つが修證義の四大原則といふので曹洞宗信者の安心起行皆なこの四つに従つてゆくの外にはないのです、かゝる定まれるものゝわれわれ凡夫のあさましき生を欣び死を悲み、善を爲しても賞せられず惡を爲しても罰せられぬ、此世の有様を見ると心に平ならぬことか起らぬとは云はれませぬこれは安心が未だ決定せぬからで、まことに安心が決定いたしましたれば生死に執着する心もなく、現世の因果に心を味まされるやうなことはござりませぬ、抑もこの生死の道理を明めるのが佛教の目的で、此生死の二つをさへ明むれば其

外のことば皆なこの生と死との間に起るので、始めに生れるといふことがなければ何事もないのですか、已に生れて来たものでありますから生長するといふこともあり、老衰するといふこともあり、苦もあれば樂もあるのですが、其結局は死ぬといふことになるのですから、此生死といふことは人間の初め終りで一躰また人間は何の爲めに生れて来たのであらうまた、其死んで後はどうなるのであらう、高祖大師は生より死に遷ると心得るはこれ誤なり、生は一時の位にて已に前あり後あり、故に佛法の中には生即不生といふ、滅も一時の位にて亦前あり後あり、これによつて滅即不滅といふ、生といふ時には生より外に物なく、滅といふ時には滅の外にもなし、この生死は則ち佛の御いのちなり之を厭ひ捨んとすれば則ち佛の御命を失はむとするなり、これに止りて生死に著すればこれも佛の御いのちを失ふなりと仰せられて、生死といふのは例へて見れば大海に寄せては返す男波女波て波か寄せて来たからとて大海の水は一滴も増したのてはなく、波が返したからとて一滴も減じたのてはなく、此の増しも

せず減りもせぬ大海に生死輪廻の波を立てゝをるので、波を離れて水はなく、水を離れて波はない、波が寄せたからとて喜ぶべきこともなく、波が返したからとて悲むべきはない、もとこれ増しも減りもせぬ大海の上の假りの姿ぢや、されば生といふのも死といふのもたゞこれ一時の位で、生の前には生あり、死の後にも死があるので此寄せては返す波そのまゝに不増不減の大海の水であるやうに生死輪廻してをるそのまゝに不生不滅の涅槃であるのである、これを生死即涅槃といふので涅槃とは不生不滅のかたちで即ち佛のお姿である、この道理をよく心にちつけば生死の中に佛あれば生死なしで、生だの死だのといふ一時の位に執着する必要はないのです、この執着のないところが佛の姿であるのです、已に生死に執着する心がなければ、生何ものぞ死何ものぞ、これを欣びこれを悲むことはないのです、曹洞宗の信者はこゝに安心立命してゆくから人生の終たる死に臨むでもたゞこれ寄せたる波の返すが如きのみ、少しも悲みいたむ心はないのです、悲むだからとて免れられるものでもなく、悼む

だからとて容赦するものではない、この発るゝことの出来ない終臨に心の明め
がつかぬものですからいろゝと騒ぐのであるが、かく覺悟して見れば平氣な
ものであります、それにわれゝが此世で爲てをる仕事は此寄せては返す波の
上のことで、いつ消ゆるか知れぬ無常なものです、されば此無常なる中に常住
不變の佛のち命があると思へばわれゝは樂しく此人生を渡ることが出来るで
はありませんか、この人生には善の賞せられず惡の罰せられぬこともありませ
うが、それはわれゝの目の前のことを考へるからで、善惡因果の道理は決し
て現在一世を限つたものではござりませぬ、波の前には波あり、波の後にも波
があるので、よし此世で善を修して樂界が得られなくとも、來世に報うことも
ありませうし、來々世に報うこともあります、これを三時の業報と申しまして
此世で爲たことが直に此世で報ふのを順現報受といひ、次ぎの世で報うのを順
次生受と云ひ、二生三生の後に報ふのを順後次受と申して報ふ時に遅速はあり
ますが一旦爲たことが報はぬといふ道理はないのは一旦起つた波動の止るとき

がないやうなものであります、この道理を明むれば此世を恨むには及ばず、希
望を永遠に屬して樂しく此人生を渡ることが出来ます、されば大寶積經には假
令百劫を経るとも所作の業は亡せず因縁會遇の時、果報は還て自ら受くとあり
正法念經には善因は則ち惡報を受けず、惡因は終に善果を受けずとあり、高祖
大師も大凡因果の道理歴然として私なし造惡のものは墮ち修善の者は陸る毫厘
も忒はざるなりと仰せられてあります、この因果の道理を信じて生死の二つ
に執着することがなかつたならばわれゝに安心決定をすることが出来るの
で、我が曹洞宗の高僧方は皆なこゝに安心決定してござるから生を欣び死を厭
ひたまふこともなく、高祖大師の大聖は生死を心に任す、生死を身に任す、生
死を道に任す、生死を生死に任すと仰せられた如く生死の爲めに心を動かさる
ゝことはなくなるので、この生死に動かされぬ心が即ち佛の御心で生死即涅槃
即心是佛の宗意はこの所にあるのです、

(六) 曹洞宗信者の家庭及社交

曹洞宗信をば受戒入位の道理を信じ、生死即涅槃の上に安立して、さて日々の行いをせねばならぬので、其家庭に於けると社會に於けると個人に對すると國家に對するとを問はず、常に佛の心を以て他に接してゆくといふのが肝心でありますから家庭の中にては家内睦しく相和合してゆかねばなりません、元來家内の折合の悪くなるのはおれがくといふ我見が出るからで此我見さへなければ水の能く方圓の器に従ふが如く、能く折合つてゆくのですが我見我慢の爲めに氷の如くなつてしまふものですから、誰に對しても争ひが起り衝突が生ずるので一切衆生を我が子の如く思召す佛の御心になつて他に對してごらんなさいたい可愛いと思ふの外は何にもありません、愚かなものは不憫と思ひ、過ちあるものは氣の毒と思ふ此慈悲の心を以て人に對してごらんなさい親子兄弟睦し

く決して不和などといふことの起るべきではありません、これは何にも家庭に限つたことではありませぬが、取わけ一つの屋根の下に住み、一つの釜の飯を食ふのでござりまするから、少からぬ因縁であります、それに互に面白からぬ心があつては生涯不快に送らねばならぬので、その源はと問へば我見我慢の衝突であるのですから、これを取り去つて一味平等の佛の御心となつて行けば、爲ること爲すこと目上に對しては孝順の心となり自分より同等のもの並にそれ以下のものに對しては慈悲となるので梵網經には常住佛性とは慈悲心孝順心なりとありまして此慈悲の心と孝順の心とさへあれば一家安穩で親は子に慈悲をかけ、子は親に孝順を盡くし、夫婦も互に情をなけ合ひ乃至兄弟姉妹に至りまするまで此心を以てをれば家庭の中はいつも春風が吹いてをるやうなものです、それに親子喧嘩や兄弟争ひの起るのは皆なこの心を失ふからだ自分の本を思へば親の恩は忘れやうとて忘れられぬ、忘れやうとて忘れられぬは孝順の心は自然に出なければならぬのですし、我か身の其境遇にしておもひやれば同情の涙

慈悲の心の動かぬことはありませぬ、世の中の家庭の不和は皆其本を忘れて末に走るからであります、そこで曹洞宗信者が家庭並に社交に就て心得ねばならぬことが四つあります、これを菩薩の四攝法と申しまして、われ／＼已に佛祖正傳の大戒を受けたものでありますから菩薩方と同じく此の四つを行ふことを忘れてはなりません、其四つと申すは一か布施、二が愛語三が利行四が同事であります、布施と申すは布はあまねく施はほどことすて互に施し合ひめぐみ合ふことを忘れてはならぬといふので、前々からも申す通り宇宙は一味平等て互に施し合ひめぐみ合ふて持ちつ持たれつしてをるのでありますから、財物の足らぬものにはこれに財物を施してやり、智慧の足らぬものにはこれに智慧を施してやり貧しきを恤み愚かなるを教へてやるといふことは自然の務めとしてせなければならぬことであります、まして家庭の中の事に就ては佛も父子兄弟夫婦家室中外親族正に相敬愛して相憎嫉することなかれ、有無相通じ貪惜を得ることなかれと仰せられてあるほどでござりまするから孝順の心を以て敬し慈悲

の心を以て愛してゆかねばならぬのでありますそれから第二の愛語と申すのは語を軟らげること、われ／＼は已に諸佛と同じ位に入り衆生の慈父となつたのであるから一切衆生は皆な吾子なりと思ひて、邪見我慢な語を出さぬやうにせねばならぬといふので、愛らしき語は愛らしき心から出で、慈悲ある語は慈悲なる心から出るのであるから慈念衆生猶如赤子の思ひつねに去らずば、如何に頑強のものなりとも、此方の誠の心の通せぬことはありませぬ、此誠の心を以て家の内外を問はず人に接して行けば家庭に於ても社交に於ても何の争ひも起るべきではありません、口は禍の門舌は禍の根と申します通り、世間の間違の多くは一言二言の言語の行違から出るのでありますからこのことは常に注意せねばなりません、それから第三は利行で、これは心に慈悲を抱けば自然其行ひは他の不利になるやうなことは出来ませぬ、必らず他の利益になることを計るやうになりまするので、一家内に於て家族の爲めになることをするやうに心掛け、社會に對しては公利公益を計るやうに考へて行くのがこの利行でござり

ます、前々からしばしば申します通り、われは何事を爲すにつけても自分の利益を忘れても他人の利益を計るといふことを忘れてはなりません。自未得度先度他とも申しまして、自分未だ得度せずとも先づ他を度するといふのが菩薩の行願でありますから私利私益を棄て、公利公益に就くといふのがわれらの心得でなければなりません。これは一應自分の損のやうですが、宇宙は平等で、他を利用するのが決して自分の損となるやうなことはござりませぬ。高祖大師も愚人謂はく。利他を先とせば自からか利省れぬしと爾にはあらざるなり。利行は一法なり、普ねく自他を利用するなりと仰せられて自利と利他とは二つのものではないといふことを示しになつてをります。然るに目前の自利に眼眩みて永遠の利他を忘れるのが凡夫の境涯です、われは既に佛と同じ位に入つたものです、こんなことに迷ふてはなりません。第四は同事と申しましてこれはおもひやりの心を深くするのです、自分が他人の心をおもひやり他人がまた自分の心をおもひやるやうになれば一味同躰でござりまする、われは社會

に於ても家庭に居ても他をおもひやつて親は子を、子は親を、兄は弟を、弟は兄を互におもひやり合ふて行き他人の人に對しても其人々の境遇や事情を思ひやるときには高祖の御教訓にある通り同事を知る時自他一如なりて、自だの他たのその區別がない、この區別がないまゝに己れ己れの守る所を行ふてゆくといふことが、我が宗獨得の玄談で、山は高いまゝに水は流るゝまゝに一味平等の理を示してをるのであります、われは社會に處するに此四つの教の通りにやつて参りますれば家庭の中には波風たゝす、社會に對しても争ひの起ることはない、優悠として其進化を助けてゆくことが出来るので皆なこれ佛の御心を以て佛の行をするのに外ならぬのです、

(七) 曹洞宗信者の報恩及愛國

われは實に此の如くして安らけく此世を渡ることが出来るのです、この教

を受けなかつた昔に於てこそ我見我慢に味まされて争ひもし喧嘩もしたれこの有難い教に遇ふてわれは佛と同じ境涯に楽しく睦む暮らすことが出来、この凡夫の身のまゝに即心是佛となることが出来るのは實にこれ佛々祖々の御恩でござりまするので、われは一日片時たりとも此御恩報謝を忘れてはなりませぬ、われは我が身の幸ひなのを思ふにつけて佛祖の御恩の深きを思はずには居れませぬ、誠に高祖大師の佛祖若し單傳せずば奈何にしてか今日に至らん一句の恩尚ほ報謝すべし一法の恩尚ほ報謝すべし、況んや正法眼藏無上大法の大恩これを報謝せざらんや、と仰せられた如くわれは此佛祖正傳の大法に遇いたればこそ、かく容易く佛の位に入ることが出来るので、若しこの大法に遇はなかつたならば、生々世々迷ひに迷ふて悟るべき時はないので、夢にも忘れてはならぬのは此御恩です、さて此御恩を報謝するとして別段むつかしいことではない、唯當に日々の行持其報謝の正道なるべし、謂ゆるの道理は日々の生命を等閑にせず、私に費さしらんと行持するなりと高祖大師の仰せら

る、如くたわれは日々に行なひもてゆくことがそのまゝに御恩報謝の道となるので、農業家が農業に商業家が商業に官吏は官吏、社員は社員、大工は大工、左官は左官と各々自分分の仕事に精を出して世の爲め人の爲めを計り、少しも此生命を等閑にせぬやうに一生命懸命に働けばそれか則ち御恩報謝で、昔百丈禪師が一日作さずむば一日食はずと仰せられた如くに一日片時たりとも怠りなくして行くのが曹洞宗信者の報恩の道です、何んと有難い教ではござりませぬか、曹洞宗は決して此世を厭ふて徒らに來生の幸福を望むの宗教ではござりませぬ、お經を讀んだり修行をしたりするばかりか佛恩報謝の道と説くのではござりませぬ、われは互に日常の仕事そのまゝに御恩報謝となるのでござりまするからわれは互に何事を爲すにも佛の御心を持って佛の行ひをすやるうに心掛ねばなりませぬ、この身のまゝに佛となるべきものであると知らなかつたならばこそ迷ひに迷ふて善からぬ方にも赴きましたに、この身のまゝ佛となるべきものぞと知りては悪いことをしやうとて出来ない身體で

あるのです、これを手近く申しますれば、われ／＼が此日本國は萬國無比の立派な國であるといふことをも知らず、われ／＼は又畏れ多くも 天皇陛下と其御先祖と同じうするのであるといふことを知らなればこそ、國を辱しめるやうな行ひもあつたれ、心に深く我が國體の萬國に卓絶する所由を知り、身にあつく 天皇陛下の大御惠を受けてをることを思ふたならば、身をも心をも天皇陛下にお任せ申し、此國の爲め此君の爲めになることなれば、如何やうなことでもするし、此君の爲め此國の爲めにならぬこそなれば如何なることをもせまいといふ決心が出来ねばならぬ、此決心を以て爲してゆくことの凡てが愛國となりゆくか如く、われ／＼佛と同じ位に入り諸佛の子となることか出来ぬのであると思へば爲ることなすことが報恩とならねばならぬのですわれ／＼は幸にして此萬世一系の日本の國に生れ、また幸にこの佛祖嫡々の教を受けることが出来る身となつたのですから、歡喜の上の喜、幸福の上の幸福でござりまするから相共に國家の爲め宗門の爲めに盡さねばなりません、これか即ち佛祖

に對する報恩となり、陛下に對する忠勇となるのであります、

曹洞宗信者の業終

明治三十五年二月廿五日印刷
明治三十五年二月廿六日發行

曹洞宗信者の乘

編輯者

向 仙 外
福岡縣糸島郡福吉村

不 許
複 製

印 發
刷 行
者 兼

森 江 佐 七
東京市麻布區飯倉町五丁目

發 行 所 東京市麻布區飯倉町五丁目 森江書店

特別大 東京市本郷區春木町二森江分店、芝區愛宕町通俗佛教館、神田
賣捌所 御茶の水光融館、芝露月町鴻照社、本郷四文明堂

方服歌 讚全一册 正價二
 出家大綱 全一册 正價八
 三聚戒本 全三卷 正價八十五
 選擇本願念佛集 全三册 正價四十五
 鎮西名目問答 全一册 正價二十五
 淨土大意 鈔全一册 正價十
 碧岩方語 集全二册 正價八十
 正受老人崇行錄 全一册 正價二十五
 從容錄辨 解全一册 正價五十五
 修證義講 經全一册 正價二十二
 曹洞源一 話全一册 正價十二
 心經止蹄 滴全一册 正價二十
 正法眼藏辨 註全八册 正價七圓五十錢

正法藏 道心卷一合本全一册 正價二十
 頭書佛祖三經 佛行持卷一合本全一册 正價四十
 冠註四十一章經 全一册 正價八十五
 冠註曹洞二師錄 全二册 正價六十五
 增註永平祖師家訓綱要 全一册 正價二十五
 增註寶慶 記全一册 正價二十五
 增註永平大清 規全二册 正價七十五
 禪戒 本全一册 正價四十二
 少室六 鈔全一册 正價三十
 心王銘鑽 門全二册 正價七十五
 王法正論十善法 燧全一册 正價二十五
 三歸法 語全一册 正價八
 永平假名法 語全一册 正價二十五

人となる 道全一册 正價十五
 一念三千 論全三册 正價七十二
 和訓法華經要品 全一册 正價三十五
 陀羅尼集 經全一卷 正價四十五
 悉曇摩多體文 全一卷 正價二十二
 冠注羽翼原人論 全一册 正價四十二
 續解華嚴原人論 全三册 正價七十五
 冠注畧述法相義 全三册 正價七十五
 佛敎和讚三百題 全三册 正價三十
 因緣除睡 鈔全三册 正價五十
 說敎良材 集全二册 正價三十五
 說敎惟中 策全二册 正價四十五
 四恩畧 辨全一册 正價二十五
 日本宗敎風俗志 全一册 正價四十五

秘訣說敎演說指南 全一册 正價二十五
 活佛 敎全一册 正價十三
 大乘佛敎百話 全一册 正價四十五
 科注佛說孝子經注解 全一册 正價四十五
 法要十種聖 敎全二册 正價二十五
 洞上佛事 編全二册 正價二十五
 佛遺敎經講義 全一册 正價二十
 通俗若心經講義 全一册 正價十二
 觀音經講義 全一册 正價十
 觀音經和訓圖繪 全三册 正價三十五
 四國三詠歌畧 註全一册 正價十二
 十三所詠歌畧 註全一册 正價十二
 弘法大師書訣 全一册 正價二十五
 北越雪 譜全七册 正價十一
 律詩韻 函全五册 正價七十五

●義士隨筆 全三册 正價七十錢

●茶道秘錄 全四册 正價六十錢

●佛遺教經 全一册 正價二十錢

●靈界の偉人 全一册 正價三十五錢

●佛敎の女子 全一册 正價三十五錢

●佛陀の福音 全一册 正價七十五錢

新刊施本

●南無佛陀の敎訓

●十六善神由來

●鐘の由來

●見眞大師

●般若の功德

●大黒天

●船

●信佛の葉

●寶

主筆加藤咄堂居士

三寶

記事 豐美 廉美 價格 最廉

每月一回三日發行 一部前金郵稅共金二錢
一少年前金廿四錢 (第二卷十一號卅五年) 一月三日發行

●日用行持諸經要集 全二卷 正價四錢

●大乘妙典 全一卷 正價六錢

●法華經安樂品 全一卷 正價三錢

●法華經壽量品 全一卷 正價三錢

●觀音經 全一卷 正價二錢

●觀音經訓 全一卷 正價二錢

●法花經平か交付き 全一卷 正價十四錢

●冠註二一大師 全一卷 正價三錢

●正施 全一卷 正價八錢

●會同修 全一卷 正價五錢

●義 全一卷 正價二錢

清 新

第二卷第一號

每月二十五日發行
定價拾錢 郵費一元
（第一卷第一號）
卅五年一月廿五日發行

次目

哲學概論、哲學史、宗教哲學、宗教史、教育學、倫理學、心理學、論理學の比較、英文學及批評、巴理語、印度語、支那佛敎史、日本文學史、國文の翻譯、支那文學史、每號諸大家の論說講演を掲ぐ、其他宗教的時事漫録、（以上順次掲載）

右の學科を諸大家に嚮托し目次の如く順次之を掲載す而して明快なる議論新なる學理且つは古きに溯り新しきを研究して各種學科の皮肉より骨髄に至る迄精細大旨な悉く之を網羅せんとす若し夫れ巴理語の如きに至れば印度に於ける經典的文字にして宗教を研究せんとするもの一日も忽せんにすべからざるもの其他宗教的時事の如きは燃厚の明を以て明快なる論斷を下さんとす是が時世に適應せざる否とは吾人の言を缺たすして明なり斯學に志ある者の一日も映く可らざる好個の雜誌たり

發行所 東京市麻布區斧町七十九番地 清新社

7221
155

清 新

第二卷第一號
 每月一回二十五日發行
 郵定代用郵稅共
 卅五年一月廿五日發行

次目
 哲學概論、哲學史、宗教哲學、宗教史、教育學、倫理學、心理學、論理學の
 比較、英文學及批評、巴理語の印度語、支那佛教史、日本文學史、國文
 評釋、支那文學史、每號諸大家の論說講演を掲ぐ、其他宗教的時事漫録、
 (以上順次掲載)

右の學科を諸大家に囑託し目次の如く順次之を掲載す而して明快なる議論を
 網羅せんとす若し夫れ巴理語の如きに至る迄精麗な
 文字にして宗教を研究せんとすもの一日も忽せんに至らざるも其の
 的時に如きは燃犀の明を以て明なり斯學に志ある者一日も缺く可らざる
 否と吾人の言を俟たずして明なり斯學に志ある者一日も缺く可らざる
 雜誌たり

發行所 東京市麻布區斧町七十九番地 清新社

A-19



91

曹洞宗信者の栞

加藤咄堂

国立国会図書館

019687-000-0

特49-158

曹洞宗信者の栞

加藤 咄堂/著

M35.2

ABG-0481



